

浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象契約)</p> <p>第2条 最低制限価格を設定する契約は、予定価格が<u>130万円</u>を超える建設工事及び予定価格が<u>50万円</u>を超える業務委託（別表の業種区分に掲げる業種をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第3条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、予定価格に次の各号により定める割合を乗じて得た額とする。<u>なお、当該割合を乗じて得た額を最低制限基本価格とし「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。</u></p> <hr/> <p>(1) 建設工事の場合</p> <p>予定価格算出の基礎（設計金額）となった次のアからエに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。</p> <p>ア 直接工事費の額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額</p>	<p>(対象契約)</p> <p>第2条 最低制限価格を設定する契約は、予定価格が<u>200万円</u>を超える建設工事及び予定価格が<u>100万円</u>を超える業務委託（別表の業種区分に掲げる業種をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第3条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、予定価格に次の各号により定める割合を乗じて得た額とする。<u>また、当該割合を乗じて得た額を最低制限基本価格とし「1.000」から「1.002」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。この場合において、ランダム係数は0.0005刻みの5通りとする。</u></p> <p>(1) 建設工事の場合</p> <p>予定価格算出の基礎（設計金額）となった次のアからエに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。</p> <p>ア 直接工事費の額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の<u>9</u>を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額</p>

(2) 業務委託の場合

別表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（地質調査業務又は磁気探査業務を併せて委託するものを含む。以下次項において「測量業務等」という。）に係る契約については、その割合が10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、また、地質調査業務及び磁気探査業務に係る契約についてはその割合が3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

2・3 [略]

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の <u>6</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>6</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の <u>9</u>	一般管理費等の額に10分の

(2) 業務委託の場合

別表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（地質調査業務又は磁気探査業務を併せて委託するものを含む。以下次項において「測量業務等」という。）に係る契約については、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7

2・3 [略]

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の <u>6</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>7.5</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の <u>9</u>	一般管理費等の額に10分の

ント業務			を乗じて得た額	4.8を乗じて得た額	ント業務			を乗じて得た額	5を乗じて得た額
地質調査及び磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	地質調査及び磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額	補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額